

令和4年度

自動販売機設置に係る高浜市役所庁舎建物の  
一部貸付（その2）

入札説明書

令和4年11月9日

高浜市総務部財務グループ

目次

1	入札の流れ	・・・2ページ
2	貸付物件、貸付条件	・・・3ページ
3	入札参加資格	・・・3ページ
4	参加申込	・・・3ページ
5	質問の受付	・・・4ページ
6	入札	・・・4ページ
7	開札	・・・6ページ
8	落札者の公表	・・・6ページ
9	契約の締結	・・・6ページ
10	貸付料	・・・6ページ
11	問い合わせ先	・・・6ページ

## 1 入札の流れ

### 入札説明書等の配布

令和4年11月9日（水）～11月18日（金）

高浜市役所総務部財務グループ窓口（2階）で配布するほか、高浜市公式ホームページからもダウンロードできます。※郵送での請求・配布は行いません。



### 入札参加申込書の提出

令和4年11月9日（水）～11月18日（金）（午前9時～午後5時）

入札参加希望者は、参加申込書等の必要書類を財務グループまで直接持参してください。なお、入札参加申込書提出締切日の11月18日（金）までに、「あいち電子調達共同システム（物品等）」に名簿登載されるか、よく確認をしてください。



### 入札の実施

日時 令和4年11月30日（水）午前10時15分

場所 高浜市役所本庁舎2階会議室

入札書に必要事項を記入し、押印して持参してください。



### 開札

入札終了後、直ちに開札を行います。開札の結果、入札者のうち最低制限貸付料以上で、最高の価格の入札をした方を落札者とします。



### 契約締結

翌日の令和4年12月1日（木）に契約締結予定です。

貸付期間は令和5年1月4日から令和6年3月31日までです。

また、令和6年4月1日から2年（最長で令和8年3月31日まで）を限度に、1年を単位として更新できるものとします。



### 自動販売機の設置

令和5年1月31日（火）までに設置してください。

本市が特に認めた場合を除き、設置工事は契約期間内に行ってください。令和5年1月4日（水）から営業できなかつた場合でも、貸付料の返還やその賠償には一切応じられません。



### 貸付料の納付

貸付料は、契約書内で定められた期限までに、本市が発行する納入通知書により、納付してください。

## 2 貸付物件、貸付条件

仕様書のとおり。

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人にあつては、高浜市内に本店、支店、営業所等を有し、個人にあつては、高浜市内で事業を営んでいること。
- (3) 入札参加申込書提出締切日までに、「あいち電子調達共同システム(物品等)」において、令和4・5年度高浜市競争入札参加有資格者名簿に搭載されていること。
- (4) 入札公告の日から過去3年以内に自動販売機を設置した実績があること。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年第87号)第107条の規定により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立てをなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (8) 入札参加申込書の提出の日から入札日までの間に高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱(平成18年4月1日施行)に基づく入札参加停止の措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (9) この公告の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年4月1日施行)(以下「合意書」という。)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (10) 本市に納める市税等、料金に未納がないこと。

## 4 参加申込

入札公告、入札説明書、仕様書等を十分に理解するとともに、実際に貸付物件を現地にて確認した上で、入札の参加申込をしてください。期限までに申込書類の提出がない場合は、本入札に参加することができません。

### (1) 申込期間

令和4年11月9日(水)～11月18日(金)(土・日曜日、祝日を除く。)

- (2) 申込時間 午前9時～午後5時
- (3) 申込場所  
高浜市青木町四丁目1番地2  
高浜市役所本庁舎2階 総務部財務グループ窓口
- (4) 申込方法  
持参に限ります。  
※郵送、電子メール又はファクス等では、受付はしません。
- (5) 申込書類  
ア 制限付き一般競争入札参加申込書(様式1)  
イ 入札公告の日から過去3年以内に、自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し等

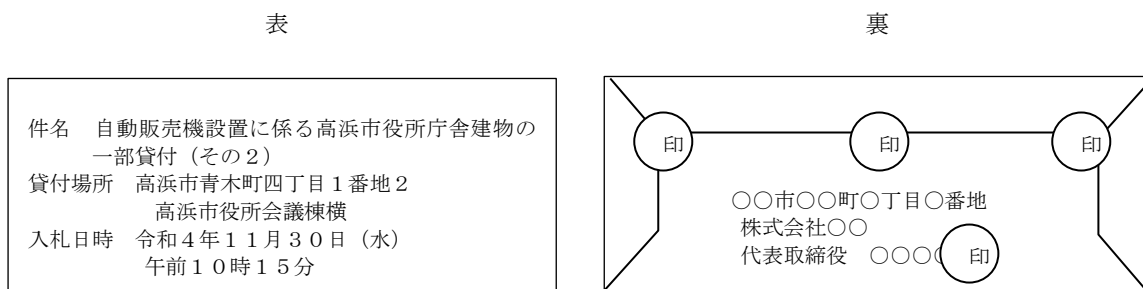
## 5 質問の受付

- (1) 質問は、次のとおり文書を持参したものを受け付けます。受付場所は、11 問い合わせ場所と同様です。様式は自由ですが、A4サイズとし、宛名は「高浜市長(財務グループ)」とし、「公表番号」と「件名」を文書に記載してください。
- (2) 質問書の提出期限 令和4年11月18日(金)午後5時まで
- (3) 回答公開日 令和4年11月22日(火)
- (4) 回答公開方法 参加申込者に、ファクス等で連絡します。

## 6 入札

- (1) 入札日時  
令和4年11月30日(水) 午前10時15分
- (2) 入札場所  
高浜市役所本庁舎2階会議室  
※5分前には入室してください。
- (3) 入札書  
ア 指定の入札書(様式2)を使用してください。  
イ 提出した入札書は、書き換えもしくは引き換え又は撤回はできません。  
ウ 入札書の金額記入欄において使用する文字はアラビア数字を用いてください。  
エ 入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、その金額を入札書に記載してください。  
オ 入札は入札書(様式2)を封筒に入れ封印し、件名、貸付場所、入札日時、入札者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者名)を封筒に記載してください。

<封筒記入例>



カ 上記ア～オに違反する入札及び下記表1の項目に該当する入札は無効とします。

<p>表1</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札</li> <li>(2) 所定の日時までには所定の場所に到達しない入札</li> <li>(3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札</li> <li>(4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札</li> <li>(5) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者に係る入札</li> <li>(6) 委任状を持参しない代理人のした入札</li> <li>(7) 記名及び押印のない入札</li> <li>(8) 入札書の記載事項が確認できない入札</li> <li>(9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札</li> <li>(10) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札</li> </ol>
--

(4) 委任状(代理人が入札する場合)

代理人が入札する場合は、委任状(様式3)が必要となります。高浜市公式ホームページからダウンロードし、記載の上入札書とともに提出してください。

(5) 入札の辞退

制限付き一般競争入札参加申込書を提出された方で、入札を辞退される場合は、入札辞退届(様式4)を高浜市公式ホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、入札日時までに提出してください。

(6) 入札の中止

あらかじめ不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。その場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、高浜市は補償の責を負いません。

- (7) 入札保証金  
免除

## 7 開札

- (1) 開札は、入札会場において、入札の終了後ただちに入札者の面前で行います。なお開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行います。
- (2) 開札の結果、入札者のうち、最低制限貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。
- (3) 最高価格の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引き、落札者を決定します。

## 8 落札者の公表

入札結果は、落札者名、落札金額、入札参加者数を高浜市公式ホームページにて公表します。

## 9 契約の締結

- (1) 契約締結予定日  
令和4年12月1日(木)
- (2) 契約時の注意事項
  - ア 契約書を作成次第、高浜市より連絡します。
  - イ 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者負担とします。
- (3) 契約保証金  
免除

## 10 貸付料

貸付料は契約書に定める期限までに、高浜市の発行する納入通知書により納付してください。

## 11 問い合わせ先

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2  
高浜市役所本庁舎 2階 総務部財務グループ  
電話 0566-52-1111  
FAX 0566-52-1110  
高浜市公式ホームページ <http://www.city.takahama.lg.jp/>